

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地には、市役所等の公共施設のほか、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設が立地しており、多様な都市機能が集積している。さらに、平成20年の春には駅北側に総合病院が開設されるなど、都市福利に係る施設は充実している。

一方、平成27年3月末現在の中心市街地の人口は8,330人で、うち65歳以上が2,926人で高齢化率が35.1%と非常に高い高齢化率を示していることから、地域の環境、防犯防災、子育てと教育など適切なコミュニティの形成を進めるため、子育て世帯等の定住を促進する必要がある。

このため、市では平成26年度から都市プロモーションと定住促進を図るため、新たに「都市プロモーション室」を設置し、また、平成29年度からはじまる新庁舎の建替えにあたり、JR大垣駅を起点とし、大垣駅通りの商店街、大垣城、市役所、奥の細道むすびの地へと続く中心市街地の回遊性やにぎわい創出を図っていくものである。

今後も中心市街地における市民サービスの向上及び子育て支援の充実を図る必要がある。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

これらの現状を踏まえ、本市では、中心市街地活性化の目標である「まちなか居住の推進」の達成及び市民サービスの向上を図るため、次の事業を基本計画に位置付ける。

子育て支援施設整備

キッズピアおおがき交流サロン事業

新庁舎建設事業

(3) フォローアップの考え方

毎年度、基本計画に位置付けた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の推進等の改善措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
・事業名 キッズピアおおがき交流サロン事業 ・内容 子育て拠点施設で親子の遊び場提供を行う。 ・実施時期 平成20年度～	大垣市 NPO法人くすくす	・位置付け キッズピアおおがき交流サロンにおいて、乳幼児期の子育て中の親子が気軽に出来かけ相互交流を図る。また、子どもの一時預かりを実施することで、子育て支援の充実を図る事業として位置付けられる。 ・必要性 中心市街地やその周辺地域における子育て世帯の定住化、流入促進に資する事業である。	子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業) 実施時期 平成22年度～ 平成29年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 子育て支援施設整備</p> <p>・内容 市街地再開発事業に併せて、子育て支援施設（相談、情報提供、人材育成）を整備する。</p> <p>・実施時期 平成26年度～平成28年度</p>	大垣市	<p>・位置付け 市街地再開発事業に併せて子育て支援施設を整備することで、まちなか居住の推進や活性化に寄与し、魅力ある市街地形成を図る事業に位置付けられる。</p> <p>主な内容</p> <p>① 相談 子育てに関する相談、援助の実施</p> <p>② 情報提供 地域の子育て関連情報の提供</p> <p>③ 人材育成 子育て及び子育て支援に関する講座等の実施</p> <p>・必要性 本事業は、駅前拠点施設に相応しい都市型住宅及び商業施設等を含む複合施設の整備に併せて、子育て支援施設の整備を図るものであり、まちなか居住の推進や活性化の増進を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。</p>	社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業)と一体の効果促進事業 実施時期 平成28年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>・事業名 新庁舎建設事業</p> <p>・内容 老朽化した市役所庁舎の建替え及び周辺の整備を行う。</p> <p>敷地面積： 11,489.71m²</p> <p>延床面積： 20,806.19m²</p> <p>・実施時期 平成27年度～平成33年度</p>	大垣市	<p>・位置づけ 老朽化した市役所庁舎の建替えと市民のコミュニティスペースなどを整備することで、JR大垣駅を起点とし、大垣駅通りの商店街、大垣城、市役所、奥の細道むすびの地へと続く、中心市街地の回遊性向上及びにぎわい創出に資する事業として位置付けられる。</p> <p>また、水門川沿いに新丸の内公園を一体的に整備するとともに、現在の市役所正面道路及び北側道路からの景観に配慮した庁舎を建設するもの。</p> <p>・必要性 中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわい創出とまちなか居住推進を目標とする中心市街地活性化に資する事業である。</p>	<p>社会资本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p> <p>実施時期 平成27年度～ 平成28年度</p>	



(4) 国の支援がない他の事業

該当なし